

年間の保険料が変わります！

01 | 保険料率と賦課限度額を改正

国民健康保険料

年間保険料額(賦課限度額) **113万円**
医療給付費分 **67万円**(前年比+1万円)
後期高齢者支援金等分 **26万円**
介護納付金分 **17万円**
子ども子育て支援納付金分 **3万円**
★保険料率の変更なし

後期高齢者医療保険料

	令和7年度	令和8年度
所得割	9.11%	9.40%
均等割	43,800円	51,000円
賦課限度額	80万円	85万円

02 | 軽減基準額を拡大

前年の所得が一定の基準以下の世帯は、保険料(均等割と平等割)の軽減が受けられます。軽減を受けるためには、所得がない人でも申告が必要です。未申告世帯は軽減されません。

《軽減割合・軽減判定所得基準額》

7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(31万円×被保険者などの数)以下
2割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(57万円×被保険者などの数)以下

◆改正内容 5割…30.5万円→**31万円** 2割…56万円→**57万円**

◆令和8、9年度、後期高齢者医療保険料の医療給付費分は、7割軽減に更に0.2割加え7.2割の軽減となります

市役所の窓口受付時間、 8月から短くなります

変更後の窓口受付時間

9時～16時30分 [現行：8時30分～17時15分]

▶対象施設

* 銚子市役所本庁舎 * 豊里・豊岡出張所
* 保健福祉センター

▶その他

* 電話の受付時間は、これまでどおりです
[8時30分～17時15分]
* 職員の勤務時間に変更はありません

問 人事室 ☎(24) 8928